

神戸市水道労働組合本局支部との交渉議事録

1. 日 時：2024年9月11日（水）11：00～11：55
2. 場 所：水道局総合庁舎3階北側会議室
3. 出席者：
（局）経営企画課長、技術企画課長、配水課長、営業課長、経営企画課係長、他7名
（組合）本局支部長、本局副支部長、中央委員、他3名
4. 議 題：支部産別統一要求及びその他職場要求の回答について
5. 発言内容：

■統一要求について

支部産別要求回答書提出

（局） それでは、令和6年8月に提出いただいた要求について、管理運営事項についてはお答えできないが、勤務労働条件に関することについて、回答をさせていただきます。まず、「1労働条件等に関する要求」について、年間総実労働時間1,800時間を実現するために、超過勤務の縮減、36協定の遵守、年次休暇の取得促進について、積極的に労使一体となって取組んでいきたいと考えている。

令和6年4月～8月の本局支部内の超過勤務の状況は職員一人あたり平均月9.8hとなっており、令和5年度の水道局全体の平均10.6hと比較して若干少なくなっている。

また、年休取得状況については令和6年8月まで5か月の実績で職員一人あたり5.3日となっている。年休取得状況については、令和5年度水道局全体の平均が18.5日となっているため、今年度の残りの期間についても、引き続き、年次有給休暇の取得促進を図っていきたいと考えている。

また、精神的・肉体的負担が増加している職員がいる場合、事務分担の変更など、状況を把握しながら、効果的な負担軽減措置等を講じていきたい。

続いて、「3その他職場要求」だが、被服の関係は要望があったことを所管課に申し伝える。その他、職場ごとの要求について、各課より回答する。

■職場要求について

- （局） <別紙回答書について説明を実施>
- （局） 追加で提出された補足資料に関して説明をお願いします。
- （組合） <別紙2025年度本局支部産別要求補足等について説明を実施>
- （組合） 故障したウォータークーラーを撤去するとの回答だったが、新しいものを設置する予定はあるのか。また、いつまでに実施するかを教えてください。
- （局） それも含めて今後検討する。現時点で明確なスケジュールは決まっていないので、検討結果は共有する。

- (組合) 洗濯機の要求について、確かに頻度は少ないと思うが、技術企画課でも汚れることにためらわず現地調査を行う必要がある。東部水道管理事務所の洗濯機の使用頻度はどの程度か。また、借りる場合の窓口は決まっているのか。
- (局) 東部では洗濯機の増設が要求されているようで、かなり使用頻度は高いと聞いている。技術企画課の業務として、汗をかくことはあると思うが、水道管理事務所とは違い、掘削部での作業や洗管作業などは従事しないので、汚れることはほとんどないかと思う。万が一、配水池に入りマンガンが衣服にかなり付着した場合など、持って帰って洗うことが難しいのであれば、申し出てくれれば良い。東部の使用状況を確認し、空きがあれば利用できるよう調整している。利用する場合の東部の窓口など詳細は今後確認を進めていく。
- (組合) 洗濯機については本庁4課で1台でも設置することを希望したい。また、洗身設備については、健康状態が著しく損なわれた場合に使用できるというのは、他の所属でも共通の条件なのか。
- (局) 洗身設備については、地面の土と接触する作業で汚染されるなど、業務上必要な部署に設置されている状況である。たまたま東部水道管理事務所が同じ庁舎にあるために、その洗身設備を使えないかとの要望だと認識している。
- (組合) 条件が厳しいことと、いちいち所属長も確認されるのも面倒ではないのかと感じる。もう少し使いやすくできないのか。
- (局) 所属長としては身体に泥が付着したなどの状況が発生し、身体を洗う必要があれば相談してほしい。
- (組合) 休職者の部分では、技術企画課にも休んでいる職員がいるので要求に追加させていただく。
- (組合) 害虫駆除の件だが、8月17日の駆除実施後に会議室でゴキブリを捕まえた。駆除方法とはどのようなものか教えてほしい。
- (局) 害虫駆除の詳細は今すぐ分からないので、会議室の取扱いがどうなっているのかも含めて改めて確認してお伝えする。
- (組合) 給湯室の臭いは本当に故障しているウォータークーラーなのか。流し部分から臭いが発生していると感じた。
- (局) ウォータークーラーを撤去してもなお臭いが残る状況であれば、対策を検討したい。
- (組合) 配水課でも洗濯機の要望が出ていることを補足する。
- (局) 技術企画課の回答と同様に配水課においても所属長に相談してくれれば良い。
- (組合) 冒頭に超過勤務の状況を回答いただいたと思うが、組合が実施した職員アンケートではサービス残業が多い、超勤申請がしにくいとの声が出ていた。こういった雰囲気があることは局としてしっかりと認識してほしい。その他順番に確認していく。まず、局が保有している空調服の活用については周知してもらいたい。また、4階

トイレが暑いとの要望があったが、3階でも空調の問題がある。建物自体が空調を考えた設計になっていないので全体として考えていってほしい。休憩室に関しても1階の宿直室を利用できるとのことは5月に周知したとのことだったが、きっちりと伝わるように改めて周知をお願いしたい。洗濯機の要望も配水課では粘土質の汚れが付いたことがある。自宅の洗濯機でそのような汚れが付いたものを洗いたくない。これは当然に局で対応すべきである。東部の洗濯機は借りられるのかとの話があったが実効性が無いと意味がないので、引き続き確認をしてほしい。駐車場の防犯カメラの回答はこれで良いのか。

- (組合) コーンの設置は現状でも実施しており、不要な車が入ってきて局の車に当たったりするようなことが起きないように掲示なども実施してほしい。
- (組合) 洗身設備について回答があったが、健康状態が著しく損なわれるという条件は、他の部局も共通なのか。泥や悪臭等が身体に付く場合もある。そのような不衛生な場合はどうなのか。
- (局) 他局の状況を正しくお伝えできないが、汚染される想定がある職場に洗身設備が設けられていると考えている。悪臭についても健康状態が損なわれるほどの職場があると思うが、汗をかくことが不衛生で洗身設備が必要とは考えていない。
- (組合) 確かに汗をかいただけで利用する想定ではないが、汚れがついて、そのまま公共交通機関で帰らないといけないこともあるので、洗濯機も含めて検討してもらいたい。
- (局) 洗身設備の利用については、職務専念義務との関係で疑義を持たれやすい。そのためこのような回答となっていることもご理解いただきたい。しっかりと所属長に使用の判断を仰いでほしい。
- (組合) 勤務時間中については理解したが、定時以降の勤務時間外の利用を想定すると、職務専念義務の問題は無いのではないか。
- (局) 現行の業務では、定時以降に洗身設備を使うような状況が頻発することは想定しにくい。所属長がいない場合は、係長へ申し出るなど、管理職が知らない間に、洗身設備を使用することがないように願います。
- (組合) 休職の件はこの回答で良いのか。
- (組合) 技術職の代替職員の確保は難しいため、本人のサポートだけでなく周囲の職員の負担軽減もお願いしたい。
- (局) 技術職の代替として会計年度の採用は難しいが、事務職員を配置するなど、少しでも負担が減るような対応は継続していきたい。
- (局) 昨年度と比較しても周囲の職員の超過勤務などが大きく増えているといった状況にはなっていない。状況を注視しながら必要に応じて対応したい。
- (局) 休職職員本人の復帰を1番に考えているが、周囲の職員に過度な負担がかからないよう、引き続き各職場では事務分担の工夫などのサポートを実施していく。

(局) 以上で、本局支部の産別交渉を終了する。